

セントクリストファー・ネービス知的財産庁

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 附属書 K N. I

略語のリスト

国内官庁： セントクリストファー・ネービス知的財産庁

P A : 2002年12月31日の特許法

P R : 2002年12月31日の特許法の特許規則

指定（又は選択）官庁 KN	セントクリストファー・ネービス 知的財産庁 国内段階に入るための要件の概要	概要 KN
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	英語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（これらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料 ¹	通貨：東カリブ・ドル（XCD） 特許： 出願手数料 XCD 400 実用証： 出願手数料 XCD 400	
国内手数料の免除、減額又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

K N	セントクリストファー・ネービス 知的財産庁（続き）	K N
国内官庁の特別の要件 （P C T規則51の2）	出願人が発明者でない場合には，特許についての出願人の権利を正当化する説明書^{2, 3} 出願人が先の出願の出願人でない場合には，優先権の資格を有する証拠^{2, 3} 国際出願日の後に出願人が変更された場合には，国際出願の譲渡証書 出願人がセントクリストファー・ネービスに居住していない場合には，代理人の選任	
誰が代理人として行為できるか？	セントクリストファー・ネービスで登録された弁理士又は弁護士	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（P C T規則49の3. 1）？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（P C T規則49の3. 2）？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	

2 P C T第22条又は第39条(1)に基づき適用される期間内に要件を満たさない場合，国内官庁は通知の日から2か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

3 対応する申立てがP C T規則4. 17に基づき行われていれば，この要件を満たすことができる。

国内段階の手続

PR Sec.	3	KN. 01 国内段階へ移行するための様式 国内官庁は、国内段階へ移行するための特別の様式を用意している。この様式を使用することが望ましい（義務ではない）。 KN. 02 翻訳文（補充） 国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6. 002及び6. 003項を参照）。 KN. 03 手数料（支払方法） 概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書KN. I に概説されている。
PA Sec.	17	KN. 04 発明の単一性欠如 発明の単一性が欠如している場合、出願人は国際出願中でクレームしている追加発明に関して分割出願を行い、各分割出願について出願手数料を支払う。
PA Sec.	60	KN. 05 代理人の選任 出願人がセントクリストファー・ネービスに居住していない場合には、代理人を選任する。セントクリストファー・ネービスに居住しており、セントクリストファー・ネービスで登録されている弁理士又は弁護士は、代理人として行動することができる。
PA Sec.	18	KN. 06 出願の補正及びその時期 出願人は、出願の主題範囲を拡張しないことを条件として、特許付与前であればいつでも国際出願を補正することができる。
PCT Art.	28	
	41	
PA Sec.	27	KN. 07 年 金 年金は出願日の1年後から各年について国内官庁に支払う。所定の割増料の支払に基づき、6箇月の猶予期間内であれば年金の遅延支払が認められる。年金の額は附属書KN. I に示されている。
PCT Art.	24(2)	KN. 08 期間を遵守しなかったことによる延滞についての許容 国内段階6. 022から6. 027項を参照。
PCT Rule	48(2) 82bis	
PCT Art.	25	KN. 09 P C T第25条の規定に基づく検査 関係手続は国内段階6. 018から6. 021項に概説されている。
PCT Rule	51	
PA Sec.	48-51	KN. 10 実用証 出願人は、セントクリストファー・ネービスにおいて国際出願に基づき、特許に代えて実用証の取得を希望する場合、P C T第22条又は第39条の行為の遂行時に指定官庁にその旨を表示する。
PCT Art.	4(3)	
	43	
PCT Rule	49bis.1(c) 76.5	
PA Sec.	21	KN. 11 出願変更 特許若しくは実用証の付与前又は出願の拒絶前であればいつでも、出願人の請求及び所定の手数料の支払に基づき、特許についての国際出願を実用証出願に変更可能であり、その逆も可能である。変更手数料の額は附属書KN. I に示されている。
	52	
PCT Rule	49ter.2	KN. 12 優先権の回復 先の出願の優先権主張期間の終了から2箇月以内に国際出願を行う場合には、国内法に従い、国内官庁に優先権の回復を請求することができる（国内段階6. 006から6. 011項を参照）。請求が認められるためには、状況において要求される相当の注意を払ったにもかかわらず、又は故意ではなく、12箇月の優先期間内に国際出願が行われなかった旨について、国内官庁が納得することが条件とされる。請求期間は国内段階移行日から1箇月以内である。

手数料

(通貨：東カリブ・ドル)

特 許

出願手数料	400
公開手数料	50
出願の補正手数料	75
年 金：	
－第1年度から第3年度，各年	100
－第4年度から第7年度，各年	300
－第8年度から第9年度，各年	350
－第10年度から第13年度，各年	400
－第14年度から第20年度，各年	50
年金遅延支払の割増料	50
異議申立手数料	100
優先権の回復手数料	50

実用新案

出願手数料	400
変更手数料	50

手数料の支払方法

手数料は東カリブ・ドル建で支払うべきである。すべての手数料の支払には，出願番号（判明していれば国内出願番号，国内出願番号が不明であれば国際出願番号），出願人の氏名若しくは名称及び支払う手数料の種類を記載しなければならない。

手数料は小切手で会計局長に支払うべきである。